

平成31年 第1回 教育委員会会議録	
1. 開会日時	平成31年1月25日(金) 午後1時40分
2. 場所	対馬市役所 峰行政サービスセンター 第4会議室
3. 出席委員	吉野委員、佐伯委員、一宮委員
4. 出席者	永留教育長、八島次長兼教育総務課長、中島学校教育課長、庄司生涯学習課長、小島文化財課長
5. 会議書記	阿比留課長補佐
6. 閉会日時	平成31年1月25日(金) 午後4時10分
7. 議事	
日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期日程の決定
日程第3	教育長諸報告
日程第4	議案第1号 対馬市民美術展表彰規程の制定について
日程第5	議案第2号 文化財指定に係る文化財保護審議会への諮問について
日程第6	報告第1号 平成30年度対馬市教育支援委員会の審議結果について
日程第7	その他
追加日程第1	議案第3号 対馬市奨学資金基金条例の制定について
追加日程第2	議案第4号 対馬市奨学資金基金条例施行規則の制定について
追加日程第3	議案第5号 対馬市教育支援センター設置条例の制定について
追加日程第4	議案第6号 対馬市教育支援センター設置条例施行規則の制定について

永留教育長	<p>ただいまから、平成31年第1回対馬市教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則により進めたいと思います。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。今回の会議録署名委員は佐伯委員さん及び一宮委員さんを指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>つづきまして、日程第2、会期日程の決定であります。お諮りします。本会議の会期は、本日1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	<p>「異議なし」のようです。したがって、会期は本日1月25日の1日といたします。会議運営につきましては、御協力をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第3、教育長諸報告を行ないます。資料の2ページをお願いします。</p> <p>12月の1日と2日、基山町交流事業と書いておりますけれども、江戸時代の対馬藩の飛び地でありました基山町との交流事業であります。これに厳原中学校と鶏知中学校の野球部に参加していただいて、スポーツ交流を行ないました。昨年度、基山町から対馬市に来ていただいておりましたので、今年度は対馬から基山町へということで、今後の方向性を相談する必要もありましたので、私と学校教育課長の2名で引率をしております。</p> <p>対馬市議会定例会が12月6日から19日まで行なわれました。12、13、14日でそれぞれ会派代表質問、一般質問がありましたけれども、教育委員会関係では5件の質問を受けました。1件目がエアコン設置に向けた準備状況について。2件目が青年の家の利用促進と整備計画について。3件目が医療的ケア児や障害児、病児保育の支援策について。4点目が小中学校へのLED照明の設置について。5点目が対馬市の文化財等の保存活用について。ということで5名の議員さんから5点の質問を受けております。</p> <p>10日に教育支援委員会を開催しております。この中で来年度の特別支援学級や通級指導教室への入級希望者についてその判定を行ないました。詳しくはのちほど報告があります。</p> <p>18日から浅海中の統廃合に関して地区説明会を6地区でいたしました。18日が濃部、20日が小船越、26日が鴨居瀬、27日が芦</p>

	<p>浦、そして年が明けまして1月9日に賀谷、10日に大山ということで2回目の地区説明会を実施しております。</p> <p>3ページをお願いします。1月3日、成人式が実施されましたけれども、教育委員の皆様にも参加をしていただきました。ありがとうございました。対馬市の成人を迎えた子どもたちが334名いたそうですけれども、その中の274名が参加しております。</p> <p>11日と21日に教育長ヒアリング、県教委で行ないましたけれども、主に校長教頭の人事について協議をしております。19日に後継者育成学習会の開講式がありまして、校長会が校長試験や教頭試験を受ける人たちに対して学習会を実施してくれております。私が挨拶、課長が30分程度の講話を行なっております。</p> <p>以上で諸報告を終わります。報告事項につきまして、何か質疑等ありましたら「その他」の項でお受けしたいと思います。</p> <p>つづきまして、日程第4、議案第1号「対馬市民美術展表彰規定の制定について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
庄司課長	<p>議案第1号「対馬市民美術展表彰規程の制定について」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号及び対馬市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第4項の規定により、規則その他規程の制定、改廃については教育長に委任できないことから、教育委員会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしまして、対馬市民美術展は本年15回目を迎えますが、これまで複数回出品され、展覧会の発展に寄与いただいている方へ表彰等何も行なっていませんでした。そこで、複数回出展された方へ、その功績を称えるとともに、制作意欲を高め、併せて出展者の増加につながるために、表彰を行なうにあたり必要な事項を定めるものです。</p> <p>資料の5ページをお願いします。第1条で本規定の趣旨、第2条で表彰の基準として通算10回以上、20回以上、30回以上と、10回の出展ごとに表彰を行なうこととしており、表彰者を教育長とうたっております。第3条で表彰の時期として、展覧会開催時の年1回表彰としております。第4条では表彰の方法として、表彰状を授与する旨をうたっております。また、施行期日は平成31年1月1日としております。</p> <p>ご審議のうえ、ご承認を賜りますようよろしく願いいたします。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしく願いします。質疑等ありませんでしょうか。</p>

佐伯委員	この美術展は何回行なわれているんですか。
庄司課長	15回目です。
佐伯委員	ではすでに該当される方も出てこられているのでしょうか。
庄司課長	毎回出展されている方もいらっしゃいますし、今年度で23名の方が該当になっております。
永留教育長	他にありませんでしょうか。
吉野委員	表彰は表彰状だけで副賞みたいなものはないのでしょうか。
庄司課長	表彰状だけを考えております。
永留教育長	他にありませんか。
一宮委員	10回20回30回と3回いただける、回を重ねられた方に対しても表彰状は一緒ですか。
庄司課長	今のところ、文言的には年数を入れる形で考えておりますので、10回出展されました、20回出展されました、という形になると思います。
一宮委員	自分たちが参加料を払って参加賞をいただくというシステムですよ。予算の都合とかあるとは思いますが、回をたくさん重ねられた方が今後出られたら、副賞なり賞の内容が変わっていくと、創作意欲を高めることに対する表彰の当初の目的がもっと適うのではないのでしょうか。
庄司課長	ありがとうございます。20回目まではあと5年ございまして、最初から出していただいている方がいらっしゃいますが、その方がずっと出していただいた場合に20回目の該当となりますので、予算要求とかして副賞なり付けられればと検討していきたいと思っております。
永留教育長	他に質疑等ないようですから、これから議案第1号を採決します。お諮りします。議案第1号「対馬市民美術展表彰規程の制定について」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	「異議なし」と認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。 つづきまして、日程第5、議案第2号「文化財指定に係る文化財保護審議会への諮問について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
小島課長	議案第2号「文化財指定に係る文化財保護審議会への諮問について」提案理由をご説明いたします。今回2件の文化財指定について事務を進めております。1件目は対馬を天然記念物として、もう1件

	<p>は姫神山砲台跡を史跡としてそれぞれ指定をしようとするものです。市指定文化財指定にあたりましては、平成16年対馬市条例第106号、対馬市文化財保護条例第8条第3項及び第39条の準要規定におきまして、あらかじめ対馬市文化財保護審議会に諮問しなければならない旨規定されております。よって、諮問することにつきまして教育委員会のご承認をいただきたく提案するものです。なお、今回の文化財保護審議会を3月に開催する予定としております。指定しようとする文化財の詳細につきましては7ページから13ページに記載のとおりであります。対州馬につきましては、指定検討のために部会を設け、昨年度から今年度にかけて文化財保護審議会及び有識者等により部会で指定基準を定め、その基準にしたがいまして、今回の指定案件としたものです。指定基準と指定しようとする個体について、7ページの後ろに参考に付けております。それと、姫神山砲台跡につきましては、他の3つの近代化遺産とともに近代化遺産検討部会において調査研究を行なってまいりました。昨年度調査報告書がまとめられました。対象となりました4件のうち、今回所有者の承諾をいただいた姫神山砲台跡を史跡として指定しようとするものです。なお、諮問に対する答申につきましては、後日教育委員会に報告したいと思えます。また、指定相当との答申を受け、正式に市文化財として指定する際には改めて教育委員会に諮ることになります。よろしく願いいたします。説明は以上です。</p> <p>資料の10ページに姫神山砲台跡の全景写真を付けさせていただいておりますけれども、砲座跡は観測所跡の誤りですので修正をお願いします。以上でございます。</p>
永留教育長	説明が終わりましたので審議方よろしく願いいたします。質疑等ありませんでしょうか。
吉野委員	去年4件調査があったんですね。今回そのうちの姫神山だけが今回申請ということでしょうか。
小島課長	文化財指定にあたっては、当然のことながら所有者の承諾が必要でありますので、他のものについても所有者への説明ですとか、所有者の確定等の状況を見ながら進めておりますけれども、調査報告部会でも準備が整ったものから順に指定をしていくというようなことでもいいのではないかとということでしたので、今回所有者の承諾が得られた姫神を最初に指定するというようにしています。
吉野委員	あと3件はどこですか。
小島課長	昼ヶ浦の芋崎砲台、豊の豊砲台、竹敷の旧海軍用ドッグ跡の石積み

	を指定調査の対象としておりました。
吉野委員	豊砲台はまだ何も指定していなかったのですね。
小島課長	文化財としての指定はされておられません。
吉野委員	整備は市でしたのですか。
小島課長	旧町時代にしているようです。あと環境省の関係でもしているのではないのでしょうか。
吉野委員	先日行きましたが保存状態がよいようにあったので。これもまた管理者がいるのでしょうか。
小島課長	豊砲台については、所有者は3名と把握しております。個別に説明とお願いに行っていますが、1名については承諾をいただきましたけれども、1名の方については指定のメリットといいますか、それがあまり感じられないということで指定に消極的な考え。もう1人につきましては、土地の所有の関係ではっきりしていないということがありまして、協議を中断せざるを得ない状況です。
永留教育長	他にありませんでしょうか。
佐伯委員	姫神砲台、行くまでの道が悪い。指定された場合の道路の整備などの予算措置とかは望めそうになるのでしょうか。
小島課長	所有者への説明の時にも意見がたくさん出て、今は市道になっているんですけども、市道の整備管理という面では文化財課の範疇ではございませんので建設部にお願いをするという形になるんですけども、ご承知のように観光資源としても姫神砲台は非常に重要ということで、文化財保護という面からもアクセスが重要ということもありまして、建設部局にも教育委員会から文化財指定も含めて整備、管理に尽力願いたい旨の要望はしております。
吉野委員	緒方の地区の人が市から材料代だけもらって、地域で砂をまいたり、一度にできないので何メートルかずつ整備しているようです。市は材料代だけで地域の方だけがするというのも変なので、指定するようになれば市の建設部にでも教育委員会から依頼したらどうでしょうか。地元の方だけでは無理でしょうから。
小島課長	仰るとおり、アクセスがよくない。車で行けば離合に困るところもたくさんありますので、教育委員会から担当部署に要望は続けていきたいと思っております。
吉野委員	今回指定するようになればなおのことお願いしておきたいと思いません。
永留教育長	他にありませんでしょうか。ないようでしたら、これから議案第2

	号を採決します。お諮りします。議案第2号「文化財指定に係る文化財保護審議会への諮問について」は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、日程第6、報告第1号「平成30年度対馬市教育支援委員会の審議結果について」の報告を行ないます。事務局から報告をお願いします。</p>
中島課長	<p>対馬市教育支援条例の第2条に、「幼児、児童及び生徒で心身障害等のため、教育上特別な支援を要するものに対し、適正な就学指導や必要な教育的支援を行うため、対馬市教育支援委員会を置く」とございます。また、第2条には「その目的達成のため、必要な調査、検査及び診断等を行う際、報告書を作成し、教育委員会に提出する」とあります。これに基づき、12月10日月曜日に審議を行ないましたので、その報告を行なうものです。まず、今回の審議の対象者を確認いたします。1枚目の表（おもて）をご覧ください。来年度、小学校に入学する幼児が15名、昨年は7名でした。現在小学校に在籍している児童については、1枚目の裏の番号1から2枚目表（おもて）の番号30までの30名、昨年は24名でした。また、現在中学校に在籍している生徒は小学校に記載の4名、昨年度は9名でした。全部で49名、昨年は合計40名でした。2枚目の表（おもて）に記載の審議概要、下に審議概要とございますが、そこに記載のとおり、これらの1人1人について医師の診断書、発達検査の報告書、保護者の入級承諾書、校長先生の意見などの書類をもとに審議を行いました。それでは、2枚目の裏から審議の結果を記載しておりますので、ご覧ください。まず、小学校の新1年生15名に対してです。来年度の在籍予定校も記載しております。全員が希望する障害種への入級について承認されております。次に、現在小学校に在籍している30名の児童についてです。このうち、5番の児童は米印を付けておりますけれども、全検査IQが89でした。知的能力の発達水準が平均の下から平均の範囲にあるため、知的障害の学級の入級については委員会の時点では保留といたしました。しかし、一時的に記憶できる量が少ないなど何らかの支援が必要なお子さんであるため、保護者と学校とで相談を進めていただいた結果、通級指導教室へ入室し、必要な支援を行なうことということになりました。今後、委員長の決裁をいただくこととし</p>

	<p>ております。次に、8番の児童についてです。8番の児童は、現在自閉症、情緒障害の学級に在籍しています。パニックになるなどの頻度が減るなど成長が見られるものの、全検査IQは69で、知的能力の発達水準が軽度の精神遅滞から境界線の範囲にあります。そこで、より特性に応じた支援を行なうために、来年度からは知的障害学級に入級をすることになりました。学級種の変更となっております。また、20番の児童についてです。この児童は前検査IQが29、精神年齢が3歳という状況で、療育手帳の等級もA1となっており、大村市の虹の原特別支援学校に入学することになりました。また、21番の児童については、脳性麻痺があり、2歳の時に障害者手帳1級を取得しています。考える力や記憶力があり、学習内容はよく理解できているそうです。学校では、移動や更衣、排泄時や靴を脱いだり履いたりする際には介助が必要な状況です。保護者は介助なしで生活できるスキルを身につける事や中学校卒業後の進学や就職のことも視野に入れ、特別支援学校への入学を希望されました。今回、諫早特別支援学校に入学することになりました。22番から27番の児童は、通級指導教室への指導を希望し承認されております。25から27は新中学生となります。次、28番から30番の児童です。これらの児童は中学校への進学を機に、通級指導教室の退室をし、承認されております。いずれもまずは通常学級でスタートし、中学校の生活状況によっては必要な支援を講じていくこととなっております。特に30番の児童は現在不登校の状況にあります。また、衝動的な行動をすることもあることから、学校と家庭との連携が必要であり、学校教育課でも引き続き支援に備える必要があると認識はしております。最後のページをご覧ください。現在中学校に在籍している生徒についてです。1番から3番の生徒は新たに通級指導教室への入室が認められました。4番の生徒は5月から不登校の状況にあります。この生徒は語彙力が乏しく、自分の考えを述べることに苦労することもあるようです。学校からは、通常学級、支援学級、それぞれの学級で学ぶことのメリットやデメリットについても説明をされています。しかしながら、最終的には本人が、来年度は通常学級で頑張りたいという意思を示したため、保護者からの申し出により、退級となりました。</p> <p>以上ご報告を申し上げます。</p>
永留教育長	報告が終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんでしょうか。
一宮委員	28, 29, 30のお子さんについて小学校で退室を希望されて、

	<p>中学で通常学級に行くということですが、学力とかカリキュラムとかはどうでしょうか。生活面は支援として入りますけれども。</p>
中島課長	<p>今現在も通級指導教室ですので、1人1人のはっきりした時間は把握しておりませんが、週に2時間から3時間程度を通級指導教室に行って個別の指導を受けているという状況でございます。保護者と生徒が相談のうえで判断されていると思いますけれども、まずは、中学校入学を機にこれまで受けてきた特別支援教育の成果を、通常の学級で試してみたいというお気持ちが強くあられるようです。ですから、ご3方とも中学校では通常学級でスタートするけれども、場合によっては、学習に関しての障害があるのであれば、再び通級指導教室に戻るということも視野に入れておられるようです。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。</p>
佐伯委員	<p>通常学級へ希望されているということなのですが、1年生で3人ということになると体制的なもので対応はしっかりできるのだろうかという不安を覚えるのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。</p>
中島課長	<p>実際のところ、このお子さんたちは通級指導教室に通ってらっしゃいますけれども、中学校の現状を申し上げますと、通常学級に在籍している生徒の中にも本来ならば通級指導教室での指導を受けたほうがよくないかという生徒もおられます。ですから、この子たちだけが通常学級に入って、とびぬけて学習に支障をきたすとかそういう状況ではなく、ほかにもそういう生徒がいらっしゃるんですね。ですから、通常学級の中でも特別支援教育というのは特別支援学級だけでなく実践している状況にありますので、チームティーチングとか学習支援員の補助を受けるとかそういうことで手厚い指導をしていかななくてはならないと考えております。</p>
一宮委員	<p>支援を要する子どもの数が増えてきている。保護者の認識が、早めに対応しながら、将来的に自立した生活を求めたいという考えになってきていると思う。対馬高校に虹の原特別支援の分教室がありますよね。対馬に分教室が設置されているということで、義務で保護者の特別支援の指導を受けさせたいというつながりもあるのか。それとも全く関係ない状況なのか。</p>
中島課長	<p>特別支援学級に在籍している児童生徒の数の3年間の変容について見てみますと、小学校が44、51から68に、中学校が27、25、24という状況です。小学校、今回増えておりますけれども、これについては先ほど申し上げましたけれども、新1年生が、小学校に入学する幼児が昨年7名審査対象だったのに今回15名と倍増してお</p>

	<p>ります。ですから、小学校中学校だけではなくて、入学前の特別支援教育についても充実が図られてきているのではないかなということを考えます。前にも申し上げましたけれども、特別支援学級への在籍率はいずれも全国平均を上回って来ている状況ですので、対馬市において特別支援教育に関する理解がある程度進んできているのではないかと。今後の課題としては、その内容の充実が挙げられます。それと、分教室に関してですけれども、分教室に入学する生徒自体はそんなに増えているわけではない。ただ、分教室の先生方がセンター的機能とって小学校中学校の先生方に対する特別支援教育の周知を図ったりしてくださっている成果というのはいずれも大きいところがあると思います。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。ほかに質疑等ないようですから、報告第1号「平成30年度対馬市教育支援委員会の審議結果について」の報告は終了いたします。</p> <p>つづきまして、日程第7、「その他」の事項に移ります。まず初めに、各課の事業予定について報告させていただきたいと思います。お手元に2月分の事業予定表を配布しておりますのでご覧ください。教育総務課から順に主な内容について報告をお願いします。</p>
教育総務課 (八島課長)	<p>4日月曜日、定期監査が峰行政サービスセンターで行なわれます。6日追加ですけれども、給食会の監査を行ないます。7日、学校事務職員連絡会議。12日火曜日に小綱小学校の第1回目の統合説明会、保護者説明会がございます。22日金曜日、教育委員会会議の予定となっております。月間業務といたしましては、エアコンでありますとか、ブロック塀改修の学校との協議等を行っていききたいと思います。現在、エアコンが設計の委託の工事をしたところで、今から設計の入札にかかるところです。以上です。</p>
永留教育長	<p>次、学校教育課。</p>
学校教育課 (中島課長)	<p>4日定期監査です。5日初任研関係の研修が入っています。6日が虹の原分教室主催の特別支援教育に関する連絡協議会という会議でございます。これの実務担当者の会議でございます。7日が人権研究大会がございます。12日が統合説明会、13日が、2つ分けて書いてありますけれども、実際には同じ日に実施する校長会です。第2回と書いてありますのは、年間に2回開きます、年間の予定方針等を説明する会議が4月に第1回、1年間の活動を振り返る会議が第2回でございます。それに加えて、毎月行なっている定例校長会を行ないません。14日が連携協議会という会議になります。これは市教委主催で</p>

	<p>行っている会議です。その実務担当者会です。15日に県教委から総務課の方がお見えになって、第3期教育振興基本計画、県が策定いたしますけれども、今回は31年度から35年度までの教育振興基本計画ができております。これについての概要説明にお見えになります。18日が5歳児の健康診査、これは対馬市では全員について発達検査を行なっておりますけれども、これについての結果等について関係者が集まって協議を行ないます。私と学校教育課の特別支援教育担当者が出席をいたします。19日が先ほど申しました、校長会の教頭先生のバージョンです。20日が佐須奈中学校、比田勝中学校、上対馬高校との間で行なわれております連携型中高一貫教育に関する推進協議会を実施予定です。22日が中体連関係の会議です。25日は先ほど申しましたけれども、虹の原分教室主催の会議の代表者会です。ここには虹の原特別支援学校から校長先生もお見えになる予定です。26日が事務の共同実施の室長会、養護教諭部の評議委員会、27日が対馬地域感染症対策協議会、28日が第5回幼稚園・こども園園長会です。月間業務としては、人事関係の業務を行なう予定です。以上でございます。</p>
永留教育長	生涯学習課、お願いします。
生涯学習課 (庄司課長)	<p>2日に美津島文化会館において、長崎県体育協会及びスポーツ安全協会長崎県支部主催によりVICTORY SUMMIT スポーツ医・科学研修講座Ⅱが開催されます。3日に豊玉総合運動公園野球場をメイン会場に豊玉町マラソン大会を開催します。学年、男女別に18種目での開催になります。4日に定期監査があります。11日に世界的ギタリストであります山下和仁さん親子によるギターコンサートを厳原町の国分寺にて開催します。入場料は500円になっております。厳原、美津島の公民館及び生涯学習課で購入できます。その他の地区については、実行委員がチケットを持っておりますので生涯学習課にお問い合わせいただければご案内いたします。17日に対馬市少年の主張大会を公会堂で開催いたします。今年度は10名の出場となっております。吉野委員には審査員をお願いしておりますのでよろしくお願いいたします。月間業務につきましては、各イベントの準備とか、夢づくり補助交付金の決定事務がございます。以上です。</p>
永留教育長	文化財課お願いします。
文化財課 (小島課長)	<p>定期監査が7日にあります。20日特別史跡金田城跡の整備復元検討委員会を美津島の文化会館で開催いたします。21日までの予定です。それから史跡整備報告書原稿作成を引き続き行なっていきます。</p>

	それから、文化財多言語解説システムを導入する予定ですが、その契約事務等を引き続き行なっていきます。お船江跡の保存計画策定事務が月間の業務でございます。以上です。
永留教育長	事業予定の報告が終わりましたが、この件に関して何か質疑等はありませんでしょうか。
一宮委員	学校教育課長様に、5歳児健康診査検討会議というのは対馬市の特別支援教育の義務教育に就学する前の充実というのは5歳児のこの検査というのが重要になっているということですね。
中島課長	全員が検査することになって、3年か4年が経っていると思いますけれども、まだ全員検査していない市町もあるようです。本市においては、これが行なわれていることで非常に大きいのではないかと思います。保健所とか病院職員とかが関わって、あらゆる機関で子どもたちを見ていく体制が整っているのではないかと思います。本来は、先ほど委員からありましたように、保護者さんに特別支援教育を受けられた方がいいですよ、というこちらの思いがどのようにうまく伝えられるかというのが課題であって、それが徐々に浸透しているのではないかなと思います。
一宮委員	いろんな方がいらして、そこに学校関係者というのは課長様と特別支援担当者の2名がそこに参加という。その状況を踏まえて、保護者に対する説明会などもするのですね。
中島課長	直接入学前のお子さんに、私たちが関わることはあまりないんですけれども、実際には学校に入学するにあたってその相談を受けることはあるんです。ですから、そういう情報をここで受けておいたことで、保護者からの相談にスムーズに応じられるという役には立っています。
一宮委員	もう1点は、生涯学習課長様にお尋ねします。夢づくり補助金交付金決定事務というのはどういう方法で決定するのか。
庄司課長	スポーツ、文化面で島外とかの大会に出られる方に対して補助金を交付していることはご存じだと思います。受けられる方からの申請書が挙がってくるのですけれども、その金額算定のチェックとか必要書類が揃っているかどうか、行程とかに間違いがないとかいうチェックをして交付決定を行なって交付の通知をやるという流れになります。
永留教育長	他にありませんでしょうか。ないようでしたら、以上で事業予定の報告は終わりたいと思います。 次に事務局から何か、「その他」ではありませんでしょうか。

<p>中島課長</p>	<p>対馬市就学援助事務取扱要綱という資料をお配りしております。再度の説明になりますけれども、説明をさせていただきます。昨年11月29日に開催された第10回対馬市教育委員会会議において、対馬市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する要綱について説明をさせていただきました。その際、認定期間や継続認定の手續等について、条文を整理し直す必要があるのではないかとのご指摘をいただき、修正することを条件にして承認をしていただいた経緯がございます。委員の皆様には、修正したものをすでにお届けしているかと思いますが、改めてここで説明をさせていただきます。前回説明した案では、継続認定の意味の捉え方がわかりにくい等のご指摘をいただきました。本日は改めて新旧対照表を用意しましたのでご覧ください。まず、第4条になります。第4条中の「就学援助を受けようとする」の次に「就学児童生徒の保護」を加え、「当該児童生徒が就学している」の次に「学校の」を加えます。そして、第4条第2項の次に新たに「3、新入学児童生徒学用品費の支給を受けようとする新入学児童生徒の保護者は申請書に必要な書類を添えて教育長に申し出るものとする」を加えます。第5条、第2項中の「校長」の次に「校長を経て保護者に通知するものとする」とし、文末に「ただし、第4条第3項の規定による申し出については直接保護者に通知するものとする」を加えます。もとの第10条を第13条とし、第7条から第9条を3条ずつ繰り下げ、もとの第6条を第8条とし、今回その間に第6条と第7条を加えます。まず第6条に「認定期間として、認定の対象となる期間は教育長がその支給を認定した日から当該認定した属する年度の3月末日までとする」を加えます。第7条に「継続認定について、前条の規定により、期間の満了を迎える就学児童生徒の保護者で、翌年度も引き続き援助を希望する場合は、期間満了日までにその旨を児童生徒が就学している学校の校長に申し出をしなければならない」を加えます。現行の第6条すなわち、改正案の第8条の見出しを「就学援助費の給付」から「就学援助費の支給方法」とし、条文を次のように改めます。第8条、教育長は就学援助費（学用品費を除く）について、就学援助の認定を受けた者（以下、受給者という）へ支給する。ただし、受給者が請求及び受領に関する一切の事務を校長に委任した時は就学援助費を校長に支給するものとする。2、新入学児童生徒の学用品費については、入学前に保護者へ支給することができる。3、医療費については直接医療機関に支給する。となります。第8条の次に支給期間に関して、次の1条を加えます。すなわち、第9条就学援</p>
-------------	--

	<p>助費（新入学児童生徒学用品費を除く）の支給期間は、その支給を認定した日から当該認定した日の属する年度の3月末日とする。新入学児童生徒学用品費の支給期間については、入学前の2月1日から入学年度の5月末日までとする。現行の第7条、すなわち改正案の第10条の就学援助を受けている者（以下、受給者という）を受給者に改めます。さらに、現行の第9条、すなわち改正案の12条の「給付」を「支給」とし、「取り消した」を「取消した」に改めます。以上、ご報告をさせていただきます。なお、前回の議事録のうち、要綱の説明に関する部分について、今回の説明内容と差し替えることについても併せてご承認をいただけますようお願いいたします。</p>
永留教育長	説明が終わりましたが、何か質疑等ありませんでしょうか。
一宮委員	改正案第8条の「ただし、受給者が請求及び受給に関する一切の事務を校長に委任した時は就学援助費を校長に支給する」とあるんですけれども、そういう方もいらっしゃるのでしょうか。
中島課長	前回は説明差し上げましたが、今現在も事務的には本来は保護者にお渡しするんですけれども、校長先生が代わりに公印を押して一旦領収書を出して処理していただいている実態がございます。この実態に合わせるものです。
一宮委員	逆に、保護者自体が受給される割合はどのくらいあるのでしょうか。
中島課長	たとえば、学用品費を買った時には年間の上限が決まっているんですけれども、実際にはお金をそのままお渡しするのではなくて、買っただいたものの領収書等を学校に出していただくんです。そのお金は実際に保護者の口座に振り込まれます。実際にはこちらに残る書類としては校長先生の公印が残る形になります。今現在は実態にそぐわない形で事務を運用していた。今現在行っている事務処理の手続きに呼応した形に今回改めさせていただいたものです。
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。ないようでしたら、以上で報告は終わりたいと思います。</p> <p>別件で事務局からありませんでしょうか。</p>
阿比留課長補佐	<p>前回の教育委員会会議におきまして、対馬市島っこ留学制度についての概要説明を受けたいというご要望がございましたので、今回その概要について説明をさせていただきたいと思います。対馬市島っこ留学の概要という資料をご覧ください。この資料の10ページから13ページに島っこ留学推進協議会の規約及び実施要綱を添付しておりますけれども、その附則にもありますとおり、この制度は平成27年1</p>

1月からスタートしたものでございまして、平成27年第10回教育委員会会議で制度説明があつている模様でございます。その後、に就任された委員の皆様には初めての説明になろうかと思ひます。まず1ページを閲覧いただきたいと思ひます。ここに制度の概要を記載しております。まず留学制度の目的でございますが、日本全国から対馬市内の小学校、中学校に留学生（入学、転学）を受け入れ、過疎化の進展が著しい小規模校の存続及び教育の振興、充実に図り、学校と地域の活性化を目的としております。参考といたしまして、全国には山村留学とか離島留学があるわけですが、約900名が留学制度を利用してございまして、今後も増加の見込みであるということでございまして、その平成27年頃に先進地視察として行かれた種子島の南種子町では、20年前から宇宙留学制度として毎年平均30名が種子島に来ていたという状況でございました。留学制度の事業効果でございます。留学生においては、親元から離れ、様々な体験をすることで自立心が養われる。環境が変わることによりまして、再スタートとなり、新たな自分を発見できる。というのが大きな効果ではないかと思ひます。地元の子どもにおきましては、島外の子どもと触れあうことで、様々な刺激を受けて活性が高まる。受入校としましては、複式学級の解消が見込まれ、その場合学校の先生が2人ほど増えるもしくは2人減らない、ということになります。学校活動の活性化、学習、クラブ活動の充実に効果としてある。地域について、統廃合校の減少によりまして、地域の衰退を緩和される。地域文化の継承やコミュニティの維持によりまして、地域の活性化が図られる。留学生が第2の故郷として卒業後に再度訪問される。または移住の可能性もあるのではないか。留学生の家族や友人の訪問、もしくは将来家族移住のきっかけにもなる、という効果がございまして、3の里親の確保についてでございます。里親の確保、非常に苦慮しているところではございまして、現在峰町三根地区に1名、平成29年9月から委嘱をしております。上県町仁田地区に1名、平成30年9月から委嘱をしております。予定でございまして、峰町三根、上県町仁田地区に1名ずつまたこの4月から委嘱を行なう予定でございまして、内容として、留学生1名に対し7万円の委託料をお支払いしている。その内訳につきましては、実親から3万円、対馬市から4万円の援助があるということでございまして、これまでの留学生の招致の実績についてですけれども、平成29年9月から西部中学校に1年生男子が1名、今年度4月に西小学校に4年生男子が1名、西部中学校に1年生男子が1名、

30年9月に仁田中学校に2年生男子が1名ということで現在4名の留学生がこの制度を利用しているということになります。第2次対馬市総合計画に平成32年度までに15名、平成37年度までに30名を目標数値として設定されているところでございます。次に2ページをご覧ください。平成30年度の取り組み実績を時系列的に記載しております。大まかに島っこ留学推進協議会の活動内容は、推進協議会の開催、留学生の募集にかかる広報活動、里親の確保に関する活動、体験留学の実施、福岡での制度説明会の実施、留学希望者の事前訪問の受け入れ、受け入れ校区での地域説明会の開催などがございます。これらの事業を里親の委託料を含めまして365万円を補助金としていただき、実施しているところでございます。広報活動につきましては、広報業務としまして、外部事業者へ委託をしております、プロポーザル方式で業者を選定し、ホームページの作成、更新、フェイスブック等のSNSの発信、広報チラシの作成等を行っていただいております。そこに体験留学の時の写真、福岡説明会の様子の写真を掲載しております。これまでの活動で平成31年度は、留学終了が1名、新規で7名がいらっしゃる予定で合計10名になる予定でございます。西小学校に3名、5年生6年生の複式学級が解消される見込みでございます。西部中学校に5名、仁田中に2名の予定でございます。3、4ページにもございますけれども、来年度の予想児童生徒数一覧でございます。西小学校の5、6年生のところをご覧ください。留学生の予定は入っておりません。5年生6年生のところは足して16名になりますので、複式学級になるわけですが、ここに1名ずつ留学生が入りまして複式学級が解消になる見込みでございます。この取り組みの1番大きな効果ではないかと思っております。5ページには島っこ留学事業の推進体制を記載しております。島っこ留学推進協議会が組織されておまして、そのメンバー構成は校長会の会長、市P連の会長、育成会の会長、民泊連絡組織の事務局の方、各実行委員会。実行委員会というのはその下にありまして、西小・西部中学校校区実行委員会、仁田小・仁田中学校校区実行委員会の代表の方。それから市の関連部署の課長をお願いしております。その下に各地区の実行委員会があるということで、その構成は校長及び教頭先生、PTA会長、地区の区長さん、特に里親さんがいらっしゃる地区の区長さん、里親さん、地区の協力者という形で組織をしております。各学校の評議委員会とかPTAの会議がある時などを利用して説明会を実施しているところでございます。6ページから9ページは今年度の留学

	<p>生募集のチラシと要綱を添付しております。最後に、10ページに推進協議会の規約、11ページから13ページに実施要綱を添付しております。これまで説明した内容がこの中にうたいこまれているわけでございます。実施要綱には運用に関する詳細な内容が記載しておりますのでお読みいただければと思います。11ページの実施要綱の第2条第2項に決定事項は対馬市教育委員会に報告しなければならないとございますので、留学受け入れの決定事項はその都度ご報告をさせていただいているところでございます。長崎県内でも五島をはじめとしまして、対馬市も平成27年度からスタートしました。今年から壱岐市が事業参入をしております、14ページをご覧くださいと思いますけれども、ここにありますとおり、全国で19の諸島地域で高校も含んだ離島留学事業が行われております。今後もその需要は拡大するものと思っております。来年からは離島活性化交付金も活用しまして孫帰り留学制度等も導入を検討しながら、事業を拡大していきたいと考えております。以上で説明を終わります。</p>
永留教育長	説明が終わりましたが、御質問ありませんでしょうか。
一宮委員	非常に詳しく、内容もわかりました。ありがとうございました。
永留教育長	以上で島っこ留学制度についての報告を終わりたいと思います。委員さん方から何か「その他」の事項ありませんでしょうか。
佐伯委員	今、対馬の山も海もかなり荒れてきているということで、市民の意見を聞くこともあるのですが、動植物の調査などということなど、現状で何かしているのか、今把握している範囲で教えてほしい。
八島課長	山とかですと農林関係のことになるのかと思うのですが、教育委員会としては山とか自然とかのやり取りは今のところない。
佐伯委員	防災とかの総合的面では市長部局が主体になると思うんですけれども、貴重な動植物等では文化財課が入ってくるのかなど。調査とかは教育委員会でもしているのかどうかと思ひましてお尋ねです。
小島課長	関知しているのは主に文化財指定されているものになるんですけれども、代表的なものはツシマヤマネコとか。ツシマヤマネコにつきましては、市長部局の自然共生課と国の機関で組織的にいろいろ協議会を作ってやっている。植物関係ではヒトツバタゴ、獣害の影響もあって山の地肌が露出するような状況にあって、生育状況の心配がされているということで、地元から対策の要望もしばしば挙がっておりますけれども、山全体の保護とかいうことになると文化財課の範疇を超えることになっていきますので、いろいろなところと連携しながら進めていくということになるかと思います。文化財課でも去年、文化庁に

	<p>お願いして現状を見ていただいて、対策について指導を受けたところです。</p>
永留教育長	<p>別件ありませんでしょうか。ないようでしたら、ここで暫時休憩を取りたいと思います。</p>
	<p>(休憩)</p>
永留教育長	<p>再開します。お諮りしたいことがございます。 ただいま、教育総務課長から議案第3号として、「対馬市奨学資金基金条例の制定について」及び議案第4号として、「対馬市奨学資金基金条例施行規則の制定について」が、また、学校教育課長から議案第5号として、「対馬市教育支援センター設置条例の制定について」及び議案第6号として、「対馬市教育支援センター設置条例施行規則の制定について」の提案がありました。本件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声。</p>
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。議案第3号から議案第6号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。 追加日程第1、議案第3号「対馬市奨学資金基金条例の制定について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
八島課長	<p>議案第3号「対馬市奨学資金基金条例の制定について」でございますが、対馬市奨学資金基金条例を別紙のとおり対馬市議会に提案することについて、教育委員会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしまして、今回の対馬市奨学資金基金条例は、経済的理由により、就学が困難な者に対し学資を貸与し、有為な人材の育成を図るとともに、本市の定住促進による地域活性化を図るため、これまでの酒井豊育英資金基金に代わる奨学資金基金を設置するものです。現在の酒井豊育英資金基金条例は、基金の積立額の関係から毎年新たに1名程度しか貸与することができませんでした。前回の改正により、償還期間を8年から10年に延長しており、数年後には募集することができなくなる可能性も出てまいりました。今回、新たに奨学資金の基金を設置し、貸与できる奨学生を増やすとともに、併せて定住促進による地域の活性化を図ることも目的に加え、卒業後、対馬市に戻り就職して5年間経過すれば、この間の奨学金の返還を免除し、その後も継続して就業すれば毎年免除するということで、奨学金返済の負担軽減と優秀な人材が対馬に残るような制度とするため制定するものです。条例は1ページから6ページに記載しております。説明は別紙に新しい奨学資金基金条例を左側に記載したものと、右側に酒井豊育英</p>

資金基金条例を記載したものを配布しております。基本的には、酒井豊育英資金の考え方を引き継いで設置するというようにしておりますので、変更、追加した部分について赤字で記載をしております。まず、第1条に基金設置の目的として、経済的な理由により就学が困難な者に対し、奨学金を貸与することを付け加えております。これは酒井豊育英資金の趣旨でもありましたので追加をしております。また、本市への定住を促進することにより、地域の活性化を図ることを追加しております。学校卒業後に対馬市へ帰ってきて就職することで、奨学金の返還を免除するもので、優秀な人材が対馬に帰ってくることで地域の活性化につなげたいということでございます。第2条、基金の額については、1億円以上とすることとしております。また、必要がある時は一般会計予算の定めるところにより、追加し積立をすることができるとしてしております。金額が増えたことによりまして、奨学生も対応できる数が増えたと思います。3条4条は基金の管理に関することとございます。旧条例の10条と11条をこちらに持ってきております。第5条で奨学生の資格として、旧条例の3条4条をまとめて1つにしてしております。その中で新たに対馬市内の高等学校についても対象に加えております。第6条奨学金の額ですけれども、高等学校につきましても、県育英会の奨学金に倣い、2万3千円以内としております。第2項でその他の学校、前条第2項イからエというのが、大学及び専修学校、大韓民国の学校になります。今までどおり、5万円以内ということとしております。第8条、旧条例にはありませんでしたが、貸与申請について規則に定める旨、記載をしております。第11条は奨学金の返還について記載をしております。今回、高等学校を対象としたことから、返還の期間が複数年出てまいりますので、その旨記載しております。第1項で第6条第1号による奨学金の貸与を受けた者が5年、これが高校の卒業生ということになります。第6条第2号による奨学金の貸与を受けた者が10年、大学から大韓民国に行かれた者になります。高校から引き続き大学まで貸与を受けた者につきましても、15年という形にしております。2項では、定住の要件として、5年間居住し、併せて就業していることが要件となり、その間返還の猶予ができる事としております。期間内に転出をした場合、返還猶予の取消となりますのでその場合は返還期間への加算ができるので加算しておきます。12条には、返還猶予について記載をしております。高等学校生が大学へ進学した場合や、奨学生が疾病等により返還が困難となった場合、奨学生だった者が対馬に帰ってきて居住し、

	<p>就業している場合の返還の猶予ができる旨記載をしております。13条は返還免除について記載をしております。死亡や疾病等で返還が困難となった場合の規定と、定住による地域活性化を図るため、5年以上居住し、就業していることが確認できれば返還を免除できることとしております。5年間は毎年返還猶予申請を出してもらい、その後5年間経過後に免除申請ができることとなります。つまり、5年間経過後に5年間分まとめて免除するという形になります。5年以上居住いたしますと、その後は1年ごとに猶予申請を出して免除していくという形で、最終的にはすべて免除できる形になると思います。実質奨学金の返還がこの制度を利用すればなくなる、ということになります。酒井豊氏の遺族には、現在の酒井豊育英資金基金の条例の廃止と新しい基金への積み立てについては了解を得ております。附則で、条例の施行期日を31年4月1日からとしております。そして、対馬市酒井豊貸付金条例の廃止についても規定をしております。また、経過措置として、この条例の施行の日の前日において、廃止前の対馬市酒井豊育英基金貸付金に属する財産は、施行日においてこの条例に基づく基金に属するものとしております。また、施行日の前日までに旧条例の規定によりなされた処分、手続及びその他の行為はそれぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなすとし、新条例にすべて引継ぐこと、としております。また、市長部局からの基金の新設設置の協議等がございまして、急な制作となりました。また、関係各課と協議中のところも若干残っておりますので、字句の文言等の訂正等が出てくる可能性があるかと思いますがご了承をいただきたいと思います。以上が条例の提案理由でございます。</p>
永留教育長	<p>条例についての説明が終わりましたので審議方よろしくお願ひします。質疑等はありませんでしょうか。</p>
佐伯委員	<p>第5条の4、品行方正、学業優秀でかつ健康、ということなのですが、健康にはたとえば、今現状治療していない車いす生活をしている方も含む、ということになるのでしょうか。病気はしていない、ただし、障害はあります、という方は健康とみなすのかどうか。</p>
八島課長	<p>基本的に、学業と病気で入院とかしていなくて学校に通っているということであれば貸し付け対象になるかと思ひます。</p>
吉野委員	<p>酒井豊育英基金条例について基金の額が心配だったけれども、今回思い切った素晴らしい措置の基金ができたと思ひて喜んでおります。今借りている人の返還期間も5年から10年に延びるということによるのでしょうか。</p>

八島課長	<p>基本的には大学以上の方は最大で10年という形でやっている。その分、若干、免除という形でもし対馬に帰ってこられて、この免除の規定を利用されれば、その分対馬を出ていかれた時に5年以内に出られた時には免除規定に該当はしなくなるので返す必要は出てきます。その場合は残りの猶予期間が伸びる形にはなろうかと思えます。</p>
吉野委員	<p>大学卒業後、対馬に帰ってくれば、親の跡を継いだりした場合は返さなくていい、という解釈ですね。公務員でもなんでもいいのですか。</p>
八島課長	<p>自営業についても対象としております。 公務員については、規定の中で、12条になりますけれども、第2項の第2号、奨学生であったものが本市に定住5年以上かつ就業（官公庁への就業を除く）とありまして、公務員については免除対象外と。公務員の方についても貸し付け対象にはなるんですが、猶予免除の対象とはならない。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。質疑等ないようですから、議案第3号を採決します。お諮りします。議案第3号「対馬市奨学資金基金条例の制定について」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声。</p>
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。つづきまして、追加日程第2、議案第4号「対馬市奨学資金基金条例施行規則の制定について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
八島課長	<p>議案第4号、「対馬市奨学資金基金条例施行規則の制定について」対馬市奨学資金基金条例施行規則を別紙のとおり制定したいので、教育委員会の承認を求めるものです。提案理由といたしましては、対馬市奨学資金基金条例の制定にともないまして、その施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。先ほど、条例の制定にともない、条例の議決をいただきました。規則につきましても同じように別紙の比較表を作成しておりますので、そちらで説明をしたいと思います。左側が新しく制定する対馬市奨学資金基金施行規則細則となっております。変更点や追加の情報が赤字で記載しております。第3条、高等学校も対象としておりますので予約申込みの中の条文として、条例第5条第2号の学校に進学を予定している者で、奨学金の貸与を受けようとする者は、中学校及び高等学校第3学年在学中の10月1日から12月28日までの間に願書を提出しなければならない、としていま</p>

す。中学校について記載を追加しております。旧規則でいきますと、6の奨学金を希望する理由につきましては、様式の願書の中に記載するように変更しております。第8条、死亡した時の届け出を追加しております。第8条の第3号、本人が死亡した時ということで死亡届、様式第9号を追加しております。旧規則の第10条を10条と11条に分けております。奨学金の貸与の休止及び休止停止廃止を奨学金の停止及び復活を第10号として第2項に前項の規定により、奨学金の貸与を休止されていた者が復学した時は学校長が復学を許可した翌月から奨学金の貸与を復活する、としております。第11号は、停止及び廃止に関する部分を記載しております。内容はほとんど変わっておりませんので省略させていただきます。13条、返還の猶予の手続きについて記載をしております。第2項で定住にかかる猶予申請が出来る者及び必要な書類を記載をしております。第13条第2項条例第12条第2項の規定により、奨学金の返還猶予を申請しようとする者は、毎年4月中に保護者及び連帯保証人連署の奨学金返還猶予申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請ができる者は当該年度の申請日に本市に居住している者とする。1、住民票謄本、2、市内で就業していることを証明する就業証明書、3、定住等誓約書、4、個人情報等の取扱いに関する同意書、5、その他市長が必要と認めるもの、ということにしております。第14条が猶予の決定について記載をしております。第14条、市長は条例第12条の規定により、奨学金の返還を猶予することを決定した時は、奨学金返還猶予決定通知書によって本人及び保護者及び連帯保証人に通知する、としております。第15条は返還猶予の取り消しに関する部分です。条例の規定により、決定を受けた者は次の各号に該当する時は直ちに變更届を提出しなければならない。1、転出した時、2、市内で就業しなくなった時、または官公庁に就業した時、3、市内で転職した時、4、市税等を滞納した時、5、奨学金返還猶予申請書等に虚偽の記載があった時。市長は前項の届けにより条例第12条第2項の各号に該当する事実を確認した時は前条の決定を取り消すものとし、奨学金返還猶予決定取消通知書を本人及び保護者及び連帯保証人に通知するとしております。16条で奨学金の返還免除について記載をしております。条例第13条の規定により、奨学金の返還の免除を申請しようとする者は、奨学金返還免除申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。条例第13条第1項第1号による場合は戸籍抄本、これは死亡の場合というこ

	<p>とになります。条例第13条第1項第2号による場合は医師の証明書、これは疾病等によるものです。条例第13条第1項第3号による場合は、特別の事情を証明する書類。条例第13条第2項による場合は就業証明書、その他市長が必要と認めるもの。返還免除の決定は、17条です。市長は条例第13条の規定により、奨学金の返還を免除することを決定した時は、奨学金返還免除決定通知書により、本人、本人死亡の場合は遺族、保護者及び連帯保証人に通知する。返還の免除の取り消しは18条として、市長は条例第13条第2項但し書きに該当する事実を確認した時は、前条の決定を取り消すものとし、奨学金返還の決定取消通知書により、本人、保護者及び連帯保証人に通知する、としております。附則で条例の施行期日を31年4月1日からとし、対馬市酒井豊育英資金貸付金管理運営規則の廃止についても規定をしております。また、経過措置として、この規則の施行の日の前日までに廃止前の対馬市酒井豊育英資金貸付基金運営規則の規定により、なされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなすとし、新規則にすべて引き継ぐこととしております。先ほどの条例と同様、字句等の修正等あるかもしれませんが、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。</p>
永留教育長	何か質疑ありませんでしょうか。
佐伯委員	島っこ留学で来た子ども達は対象外ということですね。
八島課長	現在のところでは、今対馬高校に離島留学で来ている方が大学の奨学資金については対象外という取り決めになっております。島っこ留学で小学校中学校から長い期間おられて、ということになりますとお金を借りれる可能性はあるかとは思いますが、連帯保証人がどうしても対馬市内で2人ということにしておりますので、そこら辺の壁があるのかなと。そういう事例が出てきたらまた検討する必要があるとは思いますが。
一宮委員	語句のことで。第3条とか第4条の「学校長」という言葉がたくさんあるので、できたら「校長」がいいのではないかと。他に第6条、第11条の2のあたりに目につきましたので訂正された方がいいのではと。
永留教育長	ありがとうございます。ほかにありませんでしょうか。ほかに質疑等ないようですから、議案第4号を採決します。お諮りします。議案第4号「対馬市奨学資金基金条例施行規則の制定について」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

会場	「異議なし」の声。
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。</p> <p>つづきまして、追加日程第3、議案第5号「対馬市教育支援センター設置条例の制定について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
中島課長	<p>対馬市教育支援センター設置条例について説明をさせていただきます。昨年10月22日に開催された第9回対馬市教育委員会会議において、対馬市教育支援センター設置要綱の案について説明をさせていただき、これを定めることについては承認をいただきました。その後、本年1月22日条例等審査会において、教育支援センター設置の意義について説明をするとともに、設置要綱案について審議をいただきました。その結果、設置要綱案に盛り込まれた内容については、同意をいただきました。しかし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に基づき施設を設置することから、これは設置要綱ではなく条例とするべきではないかという指摘を受けました。このことを受け、今回対馬市教育支援センター設置条例案を同条例の施行規則案として整理をし直しました。条例案を議会に議案として提出することについて、委員の皆様からのご承認をいただきたいと存じます。それでは、資料をもとに概要を説明させていただきます。まず、設置条例をご覧ください。第1条は設置について触れております。その中に先ほど申し上げました根拠となる法律を含めております。第2条は名称と位置です。現在の場所での運営を想定しております。第3条は教育委員会が管理することについて明記しております。第4条はセンターが行なう事業を5つ示しております。第5条は職員です。センター長と指導員を置くことといたします。第6条は委任として、この条例の施行に関し、必要な事項については教育委員会規則で定めることとしております。なお、この条例案につきましては、市長部局等との検討を加えている状況でございますので今後趣旨を変えないようにしながら一部文言等の修正がある可能性があることもお含みおきながらご承認をいただきますようお願いいたします。以上でございます。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしくようお願いいたします。質疑等はありませんでしょうか。</p>
吉野委員	<p>2条について、対馬市教育支援センターの愛称がみちしるべという言い方になるんですね。</p>

中島課長	愛称です。
吉野委員	本来の施設は支援センターというのですか。
佐伯委員	この書き方だとすべて含んで名前ということになるでしょうね。
吉野委員	<p>みちしるべまで書かないと施設名にはならないのでは。条例に書く以上は支援センターではなくて、支援センターみちしるべ、というところまでが名称ですよ。前回の設置条項の案があったときにもセンターみちしるべまでは書いてあったのですが、正式名称としてもみちしるべまでが本来の建物全体の施設名になるのでしょうか。</p> <p>公共施設でも生涯学習センターになったり、文化会館、公民館と一つの建物でもいっぱい名称があって迷いがあるので。</p>
中島課長	方法としては、みちしるべを省くか、第2項として、愛称としてみちしるべとするか、もしくは、施行規則の中でどこかで愛称として謳うか、という方法があるかと思いますが。
永留教育長	私はみちしるべを入れておいてほしいです。1つはフリースペースみちしるべからの流れがあるということと、将来的に対馬市の教育支援センターを、もしかしたら上にも設けなければならないかもしれません。この厳原日吉に置く教育支援センターはみちしるべという名前で、もし上に置く時はひとつばたごになるかもわかりません。そういう捉え方をしていただければなと思うんですけども。
吉野委員	教育委員会の施設であるみちしるべとセンターである施設は同一であろうかという迷いが出てこないかなと思ったんですけども。
一宮委員	私はみちしるべという名前は残すべきというか残した方がいいのではないかと考える1人です。そのためにどうすればいいのかというと、この第2条は名称を対馬市教育支援センターにして、課長が仰ったようにどこかに1項設けてみちしるべとするという形にしておくと、次に上に出来たときにひとつばたごとかが出来ると思うので。
吉野委員	別に反対しているわけではないですが、そういう使い分けを、愛称でもいいので。公共施設としては支援センターですよ。設置条例としても支援センターで、みちしるべがはいっていませんもんね。厳原の愛称はみちしるべだ、という項目なしで書いてあるから変かなと思います。
佐伯委員	ですので、支援センターをつくるよ、日吉にはみちしるべというものを作るよ、とする方が、将来的に増えた時にも条例の変更までをせずに追加でいいのではと思いますが。これだと本当にみちしるべだけをつくるように見えてしまいますね。

中島課長	もう一か所できるときはこれに表を入れて、表に2つ併記する形になりますね。その時には住所とかが変わってくるのでみちしるべの文言を削って、下に別表によるという形で、別表に併記する形になります。通常はこういう形になります。同じ施設だったらいくつも条例を作る必要はないので。
永留教育長	不登校の子ども達ですので、みちしるべという言葉を残すことによって来やすくなるんじゃないか。
一宮委員	私はみちしるべという言葉を残した方がいいと思ううちの一人です。
吉野委員	規則はこの会議の中で決められるけれど、条例は議会にかけないといけないから慎重にしないところこころ変えるわけにはいかないのです。それが気になりました。
一宮委員	では、みちしるべという名称を残すにはどうしたらいいと思いますか。
吉野委員	3番目なりに施設名の愛称をみちしるべとするとして付け加えればいいのかと思います。
	(おのおの発言)
永留教育長	ここにたとえば門柱を作るとしたら「対馬市教育センターみちしるべ」となりますね。
	巖原体育館設置条例みたいな話ですね。今回は1つしかないので教育支援センターみちしるべで基本的には構わないかなと思うんですね。今後また増えた段階で、支援センター設置条例なので、上県〇〇のは支援センター何々、という形になるということですね。基本的にこの書き方で、2件目が出てきたら、支援センター〇〇という形にしていけばいいと思います。
吉野委員	今度日吉に設置する対馬市教育支援センターの名称をどうするか、ということですね。
	今回支援センターの中で、教育支援センターみちしるべという施設の設置という形なので、教育支援センターは何施設かになるとおもうのですが、今回は1つしか作らないのでこういう挙げ方になるという理解をしていただければ。
佐伯委員	対馬市を省いたらわかりやすくていいのでは。
	対外的に文書を出すときには、対馬市教育支援センターという形になるでしょうから。
永留教育長	はい、原案どおりいきましょう。

	ほかに質疑ありませんでしょうか。
一宮委員	上にも設置とおっしゃっていましたが、何年後とか見通しはあるのでしょうか。
永留教育長	ありません。 ほかに質疑等ないようですから、議案第5号を採決します。お諮りします。議案第5号「対馬市教育支援センター設置条例の制定について」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	「異議なし」と認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。 つづきまして、追加日程第4、議案第6号「対馬市教育支援センター設置条例施行規則の制定について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
中島課長	議案第6号、提案理由は先ほどの対馬市教育支援センター設置条例の制定にともない、その施行に関し、必要な事項を定めるものです。別紙の対馬市教育支援センター設置条例施行規則をご覧ください。第1条は趣旨でございます。第2条は入所の対象者です。不登校状態にある小中学生を対象としております。第3条は開所日及び指導日です。平日の午前9時から午後3時30分までとし、入所者の指導は月水金の週3日としております。第4条は休業日です。小中学校が授業を行なわない日は休業日としております。第5条は職務です。条例の第4条に規定する職員の職務について記載をしております。まず、センター長についてです。センター長は学校教育課長が兼任をし、センターの統括及び所属職員及び指導業務を指揮監督することとしております。指導員はセンター長の命を受け、指導業務及び施設運営にあたることとしております。第6条は職員の資格及び任用についてです。指導員は、教職免許法に規定する免許状を有する者、または、教育長が適当と認める者としております。また、嘱託職員として任用をいたします。第7条は服務について述べております。第8条は通所についてです。センターまでの往復は、保護者の責任において行なっていただきます。児童生徒が通所した日については、出席扱いとします。第9条から第12条は入所及び対処の手続きについて定めております。これに必要な様式等については、この後に掲載しております。第13条は事故があった際の対応です。児童生徒に事故があった場合については、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度を適用します。第14条はその他とし、センターの運営に必要な事項について、

	<p>教育長が定めることとしております。以上でございます。ご検討のうえご承認いただきますようお願いいたします。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので審議方よろしくをお願いいたします。質疑等はありませんでしょうか。</p>
吉野委員	<p>5条の1項、センター長は学校教育課長が兼任するということが、通常どおり、みちしるべは渡辺先生ですか。</p> <p>峰の教育長が兼務としてもいいのかと思うのですが、峰は少し遠いので、厳原の公民館の所長兼務とした方がいいのではないかと。</p>
中島課長	<p>渡辺先生と補佐して下さっている男性の方、それとボランティアスタッフがおられます。今実際渡辺先生がされている仕事は指導員の位置になると思います。ここでは嘱託職員となります。センター長については、対外的に公的な施設となりますので、たとえば県教委からのいろいろな照会とか詳細事項に関して回答する必要があると思います。そういう場合には、センター長の名前での回答が必要になると思います。そういうことを考えると、嘱託職員ではなくて、私とか南地区の所長さんとかそういう立場の人間である必要があるかと思えます。学校とのかかわりが強いことから、対馬市内すべての関わりが出てきますので、位置的には南地区が一番近いんですけども、この名称は学校教育課長になるべきでないかと認識しております。</p>
吉野委員	<p>公文書の発送等あると思いますけれども、通所者の人たち、保護者からのいろいろな相談とかある時に、あくまでも渡辺先生との連絡に、直接行ったりするのは距離と時間的な問題もあるし、そこら辺がクリアできれば問題ないと思いますけれども。対外的な文書だけの問題ではない気もするのですが。</p>
中島課長	<p>距離的なことを考えたらそうなるんですけども。担当課としては学校教育課になるかと思えますけれども、実際には担当指導主事が私の代わりとしてこの運営委員会等には出席しております。ですから、所長については学校教育課長になると思いますが、実際の連絡調整については担当の指導主事等も想定しております。これについては最後に細かく書いてありますけれども、必要な事項についてはまた別に定めることになると思います。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。</p>
佐伯委員	<p>各様式のみちしるべにカギカッコが付いている。金融機関の視点で見るとカッコの有り無しで別法人とみなすので、どちらかに統一していただくといいかなと思います。通帳等つくることはないと思いま</p>

	<p>すが、通帳を作るときには確実に指摘をされてるので認識をしていただけだと思います。</p>
永留教育長	<p>ありがとうございました。</p>
一宮委員	<p>学校長の「学」も取った方がいいですね。</p> <p>質問なのですが、第5条のセンター長、職員の職務で、指導員の人数は。もう一点は、第6条で、「ただし、教育長が特に適当と認める場合はその限りではない」という文言で、その教育長が「特に適当と認める」という場合の基準は。</p>
中島課長	<p>指導員については、正式に嘱託職員としての雇用は1名を想定しております。もちろん、それだけでは足りませんので、今と同じようにボランティアの方に手助けをしていただく形になると思います。今は10名程度来てくださっているのですが、常時というわけではなくて、自分の専門分野に合わせて来てくださっているんですけども入れ替わりながらお願いしたいと考えております。</p> <p>それと、「教育長が特に適当と認める場合」ということで、国が教育支援センター設置に当たっての指針というのを作っているんですけども、その中で想定しているものがたとえばカウンセラーの資格を持っている方とか臨床心理士とかそういう方々を例として挙げております。こういう方々について、もしも誰もいらっしゃらない時に検討の範囲に入ってくる可能性がございます。ただ現在、詳細までは明確に決めているわけではございません。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。ほかに質疑等ないようですから、これから議案第6号を採決します。お諮りします。議案第6号「対馬市教育支援センター設置条例施行規則の制定について」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声。</p>
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。</p> <p>本日の会議はこれで終了いたしますが、次回の会議日程の件で事務局からお願いします。</p>
阿比留課長補佐	<p>次回は2月22日14時から峰行政サービスセンターの第4会議室で行ないたいと思います。</p>
永留教育長	<p>ご都合はよろしいでしょうか。午前中に人事に関する県教委との会議がありますので、午後の教育委員会会議で承認をしてもらうということになりますので、是非ご出席いただけますようお願い申し上げます。</p>

これで、本日の日程はすべて終了しましたので会議を閉じます。以上をもちまして、平成31年第1回対馬市教育委員会会議を閉会します。お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委 員 (自署)

委 員 (自署)